

弁護士法人常磐法律事務所

GIVERS GAIN

2019 SPRING
issue.07

インフォメーション

素早いバックアップ体制の構築と安心感を

顧問弁護士契約

新入所員紹介

渡邊 さち穂
那須川 忠駿



素早いバックアップ体制の構築と安心感を

顧問弁護士契約

昨今ご相談が増えてきているのが顧問弁護士契約です。顧問弁護士契約は顧問先の業種や経営方針によってそれぞれサービス内容が異なることから、「料金」や「サービス内容」などが分かりにくいという事を多くのお客様からお聞きします。そこで、今回は当事務所の顧問弁護士契約について、料金やサービス内容をより具体的にご紹介させていただきます。

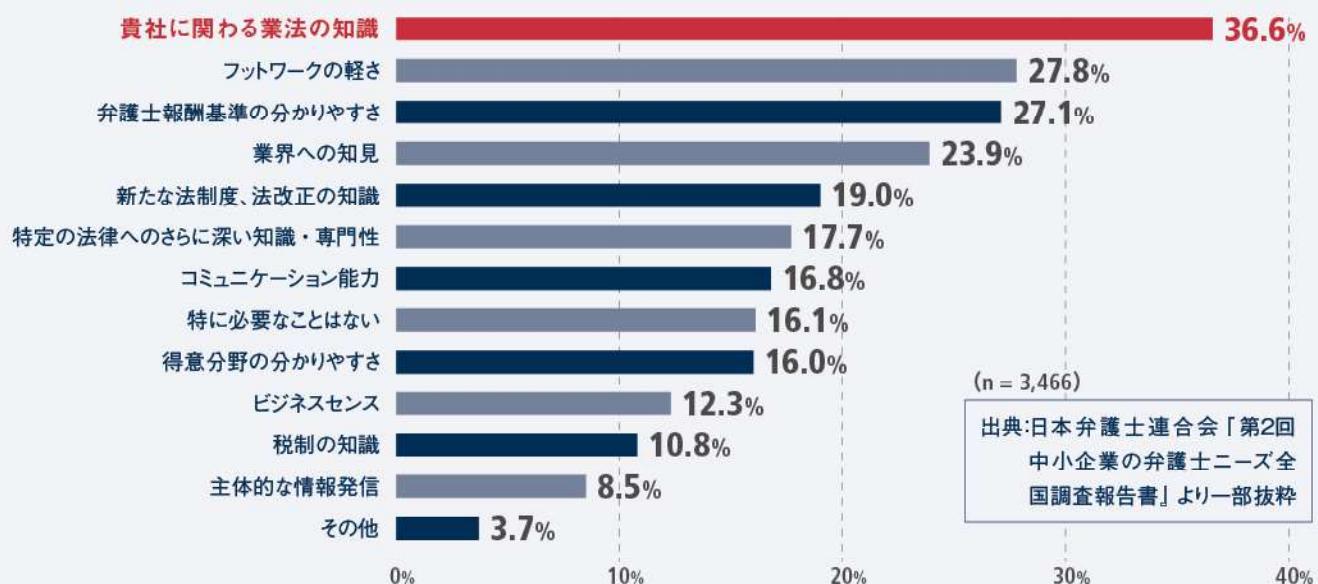


「専門性」が最重要視される時代

IT技術の発展により、中小企業が顧問弁護士に求めるニーズも年々変化してきています。今現在、中小企業のニーズとして最も高いのが「より精度の高い法的見解」です。当事務所においても、ひと昔前までは条文解説程度でんでいたものが、もう一歩踏み込んだ精度の高い法的見解を求められることが多くなってきたように思います。2017年8月に日本弁護士連合会

によって報告された『第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書』でも、「弁護士をもっと活用するために弁護士に求めること」として、「貴社に関わる業法の知識」がニーズの上位を占めており、弁護士における「専門性」へのニーズは今後ますます高まっていくと予想できます。現在、「専門性」で顧問弁護士を選ぼうとしている方も多いのではないでしょうか。

【グラフ1】弁護士をもっと活用するために弁護士に求めること



もちろん、専門性は弁護士選びにおいて重要なポイントとなります。例えば不動産会社様であれば、不動産関連事案を1度も経験したことのない法律事務所よりは、実績が多数ある法律事務所に依頼した方が良いと言えます。

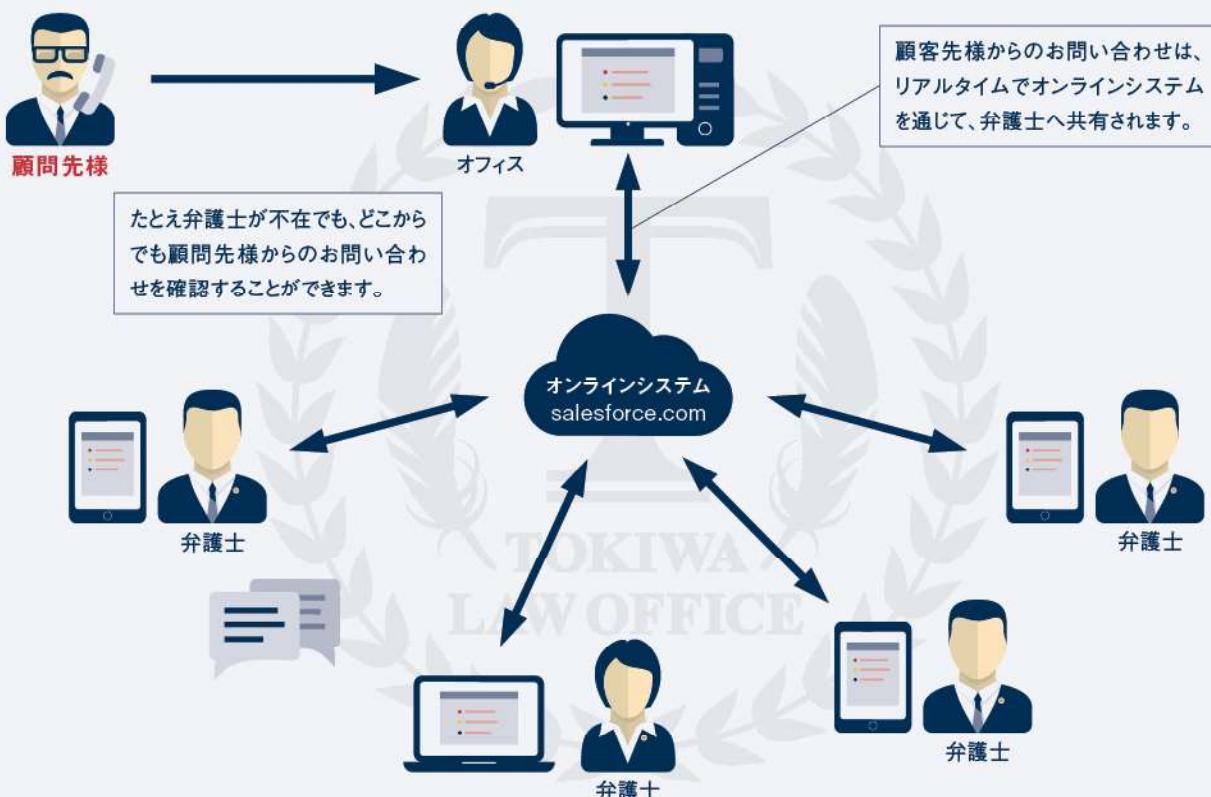
しかし、顧問弁護士のようにお客様の会社全体の法務を担うという業務の性質を考えると、専門性だけで選

ぶと失敗するケースが多いように思います。なぜなら、顧問弁護士が対応する事案は専門的な事案ばかりではないからです。会社の社内規定や労務問題、契約書のチェックやトラブル対応、経営者や社員の個人的な相談まで、顧問弁護士が対応する範囲は幅広く、それらに素早く対応する事こそが重要になってきます。

素早いバックアップこそが顧問弁護士の役割

弁護士の専門性以外に、もう二つ顧問契約の際に重視しておいた方が良い項目は「アクセス」と「レスポンス」の良さです。なぜなら、顧問弁護士を変えたい理由として一番多いのが「アクセスの悪さ」「レスポンスの悪さ」だからです。実際に当事務所に弁護士の乗り換えで相談に来られるお客様のほとんどがそうでした。

顧問契約において最も重要なのは「いかに法律面で素早くバックアップしてもらえるか」という事です。問題はいつ起きるか分かりません。もし問題が起きた際に、素早く弁護士に相談ができるバックアップ体制や信頼関係を構築することこそが、顧問弁護士選びにおいて最も重要な点だと思います。



常磐法律事務所の顧問弁護士契約の特徴

当事務所の顧問弁護士契約の強みは、神奈川県の中小企業様を素早くサポートするバックアップ体制にあります。

また、お客様のご相談に対して素早いレスポンス・対応を行えるよう様々な工夫を行っております。

個人事務所とは違い、弁護士法人であるため、全員でお客様のご相談やご依頼に素早く対応しております。オンラインクラウドシステムを導入し、顧問先様からのご相談依頼やご連絡を全員で共有しています。たとえ弁護士が外出中であったとしてもすぐに顧問先様からの電話があったことが伝わります。また、顧問先様からの

ご相談内容も全員で共有しているため、弁護士が万が一すぐに対応できない場合にも、代わりの主任弁護士が対応できる仕組みになっており、「連絡がつかない」ということがありません。新横浜5名、本厚木2名(2019年4月時点)の弁護士全員でバックアップいたします。実際に、お客様からは「レスポンスの良さ」「素早い対応」「相談のしやすさ」という点で大変ご満足いただいております。個人ではなく弁護士法人全体で均質的リーガルサービスをお届けできる安定感と安心感が強みです。

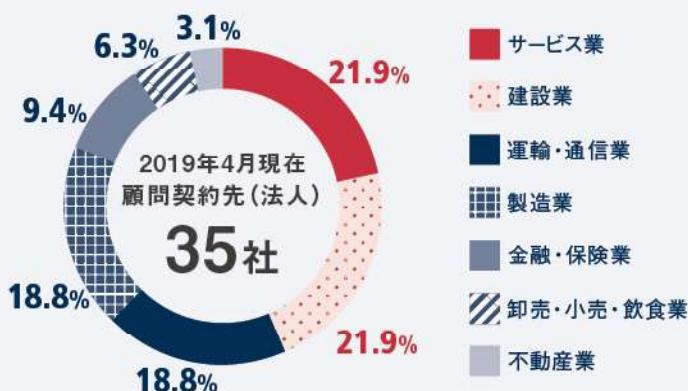
また、さらに顧問先様のきめ細かいご要望にお答えすべくさらなる工夫をしていく予定です。

顧問契約先の傾向と、主なサービス事例

当事務所の顧問契約社数は現在35社で、2011年の事務所設立当初から年々増加傾向にあります。業種分布については、サービス業、建設業、運輸・通信業が上位を占めますが、当事務所では、特定の業種のみに特化するといったことはしておりません。業種よりも地域の企業様に包括的な法務アドバイスを行うことに重きを置いています。

そのため、顧問契約をしていただいた顧問先には必ず一度お伺いさせていただき、業務内容や問題点などのヒアリングを行なっています。顧問先様の業務内容をよく知ることこそが、契約書や社内規程のチェックや労務対応をはじめ、経営者や従業員の個人的な相談まで、きめ細かいサービスへつながっているのです。

【グラフ2】当事務所の顧問契約先(法人)の業種の割合



【グラフ3】当事務所の顧問契約先数の推移



【顧問契約先提供サービスの一例】(五十音順)

大久保歯車工業株式会社 大久保歯車工業 株式会社【製造業】 ・従業員向けの下請法研修会 (70名程度、年1回程度) ・契約書チェック(日本語・英語)	神奈川県自動車交通共済 協同組合【自動車共済事業】 ・個別の事件対応 ・約款改定の際の相談・助言 ・組合員の地区別懇談会での講演 (回数が多いため費用は別途)	株式会社テラモト 【運輸業】 ・取引先の法的整理 ・契約書作成 ・交通事故対応	Baycess株式会社 【サービス業(保育園運営)】 ・契約書チェック(賃貸借契約など) ・契約書作成(新規事業開始時) ・法規制に関する相談
---	--	---	---

当事務所の顧問弁護士契約料金

顧問料：5万円(消費税別)～／月

顧問先企業の業務量が多い場合には、協議の上、顧問料を値上げさせていただくことがあります。

顧問料に含まれるサービス

- 1 : 口頭による法律相談
 - 2 : 一般的な法律問題、法律文書に対する口頭での助言・指導及びその他の回答
 - 3 : 一般的な法律情報の提供
 - 4 : 具体的な法的処理を伴わない式典等儀式への出席及び訪問等並びにこれに準ずる行為
 - 5 : 顧問契約が半年以上経過した後に、被告として民事裁判等(保険契約の締結に基づき保険会社が弁護士費用を負担する事件は除く)を提起された場合の訴訟対応の着手金
- ※ 上記以外の調査や回答、対応に時間や費用がかかるものに対しては、別途報酬が発生いたします。